

漂着物学会基金研究助成金交付要綱

2010年11月20日制定

(目的)

第1条 この要綱は、漂着物学会の発展のため、漂着物学会初代会長石井忠氏の寄付によって設立された「漂着物学会基金（以下「基金」という。）」による研究活動等を助成・支援するための研究助成金交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、漂着物学会会則第5条に記された漂着物学会「個人会員」とする。

(助成対象となる研究及び活動)

第3条 漂着物学会の発展に寄与することが期待される研究、作品製作、出版、教育等の諸活動（以下、「研究等」という。）とする。

(助成金の額)

第4条 研究等に交付する助成金の額は、1件あたり10万円とする。

2 助成件数は、年度あたり1件とする。

(助成の回数)

第5条 本基金からの助成回数は、1個人会員あたり1回を限度とする。

(助成金交付申請書の提出)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）を募集期限までに漂着物学会事務局に郵送により提出するものとする。

(募集の方法)

第7条 募集の方法は、公募とする。

(選考委員会)

第8条 助成金交付のため、漂着物学会基金研究助成選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設ける。なお委員会規程については別途定める。

(選考)

第9条 委員会は、第6条の申請書に基づき、助成金交付の採択の可否を決定する。

(交付の決定通知等)

第10条 選考委員会委員長（以下「委員長」という。）は、助成金の交付者を決定したときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請書を

提出した者に通知するものとする。

2 委員長は、不採択通知書（様式第3号）により、不採択となった者へ通知するものとする。

（助成金支払申請書の提出）

第11条 前条第1項の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の支払いを申請する場合は、その通知を受け取った日から30日以内に助成金支払申請書（様式第4号）を委員長へ提出しなければならない。なお期日までに助成金支払申請書を提出しなかった場合は、助成金は支払わないものとする。

2 委員長は、前項により提出のあった助成金支払申請書を確認し、適正と認める場合は、その日から30日以内に助成金を支払うものとする。

（交付申請の取り下げ）

第12条 助成対象者は、助成金交付申請を取り下げようとするときは、助成金交付申請取り下げ書（様式第5号）を委員長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取り下げがあった場合は、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。なおその場合、当該年度の追加の決定は行わない。

（計画の変更、中止又は廃止の承認）

第13条 助成対象者は、助成活動の内容を変更、中止または廃止しようとするときは、直ちに助成研究変更・中止・廃止申請書（様式第6号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定において、未経過分の助成金が発生していると委員長が認める場合については、その額を返還するものとする。

（研究遅延の報告）

第14条 助成対象者は、助成活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はその遂行が困難になった場合は、速やかに委員長に報告し、その指示を受けなければならない。

（受領者の義務）

第15条 助成金受領者は、以下の義務を負う。

（1）論文発表の際には、「漂着物学会基金研究助成を受けた研究」である旨記載する。また学会発表の場合も同様のコメントを述べる。

（2）助成決定後2年以内に研究成果を漂着物学会研究発表会にて一般演題と

して発表する。

(3) 助成決定後2年以内に研究成果を漂着物学会誌または会報「どんぶらこ」に投稿する。

(助成金交付決定の取り消し)

第16条 委員長は、次の各号に該当する場合は、助成金の交付決定の全部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成金の交付の申請について、不正の事実があった場合。

(2) この要綱に定めるところに違反したと認められる場合。

2 委員長は、前項の規定により取り消しをした場合には、助成金交付決定取消通知書(様式第7号)により、助成対象者に通知するものとする。

